

3. 農業農村整備事業負担割合一覧表

● 県営事業

区分	事業名		負担率				
			国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業 基幹水利施設整備型	一般型 ※ () はダムに係る分 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	30 (40) [25]	10	10 (-) [15]	
	水利施設整備事業 排水対策特別型	排水対策特別型 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	30 [25]	10	10 [15]	
	水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定) ※ [] はH22新規地区まで適用	50	25	25		
		対策工事及び緊急補修工事 ※ [] はH22新規地区まで適用	50	25 [30]	10	15 [10]	
	農山漁村地域復興基盤 総合整備事業 (水利整備事業)	(一般地域に適用)	75	17	8		
	農地整備事業 (旧一般型)		※ [] はH22新規地区まで適用 ※ < > はH17新規地区まで適用 ※ () は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5>	10 (5)	12.5 [10] <7.5>
			(旧ほ場整備事業・担い手育成型) ※ [] はH13~14新規地区適用	50	35 [32.5]	10	5 [7.5]
			(旧土地改良総合整備事業・一般型一般地域) ※ [] はH13~14新規地区適用	45	33 [32.5]	10	12 [12.5]
			東日本大震災復興交付金地区 ※ () は中山間地域に適用	75 (77.5)	16.1842 (15.6823)	6.3158 (4.5677)	2.5 (2.25)
	(旧面的集積型)	一般	※ [] はH12新規地区まで適用 ※ < > はH17新規地区まで適用 ※ 【 】 はH22新規地区まで適用 ※ 《 》 は東日本大震災復興 交付金地区適用	50 《75》	27.5 [35] <32.5> 【30】 《16.1842》	10 [5] <7.5> 【10】 《6.3158》	12.5 [10] <10> 【10】 《2.25》
			中山間等	※ [] はH22新規地区まで適用 ※ 《 》 は東日本大震災復興 交付金地区適用	55 《77.5》	27.5 [30] 《15.6823》	7.5 [5] 《4.5677》
	(旧農業生産法人等育成型)		() は中山間地域に適用	50 (55)	30	10 (5)	10
	※ 農山漁村地域復興基盤 総合整備事業 (農地整備事業)		(一般地域に適用)	75	17	8	
	広域営農団地農道整備事業			50	36	14	
	基幹農道整備事業 (旧農免農道整備事業)			50	11/30	4/30	
県営一般農道整備事業	一般・樹園地		50	30	20		
	集落間		50	30	20		

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	ため池等整備事業	(大規模) ため池 ※ [] はH23新規地区以降適用	55	34 [28]	11 [17]	
		(小規模) ため池 40ha以上100ha未満 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	39 [33]	11 [17]	
		(小規模) ため池 20ha以上40ha未満 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	39 [29]	11 [21]	
		うち利活用保全整備工事 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	30 [29]	20 [21]	
		(大規模) 河川対応 1億円以上	55	37	8	
		(小規模) 河川対応 5千万円以上	50	42	8	
		(小規模) 河川対応 5千万円未満	50	32	18	
	湛水防除事業	(大規模) 400ha以上	55	37	8	
		(小規模) 300ha以上 400ha未満	50	42	8	
		(小規模) 基幹施設 30~300ha未満	50	37	13	
		(小規模) その他 30~300ha未満	50	32	18	
	水質保全対策事業	一般型 (基幹)	50	34	16	
		(その他), (併せ行う)	50	32	18	
	防災ダム (防災ため池)	防災ため池	55	34	11	
地すべり対策事業		50	50			
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50	25	25	
	農村災害対策整備事業	調査計画事業	50	25	25	
		整備事業 () は中山間地域	50 (55)	29	14	7 (2)
	特定農業用管水路等特別対策事業	県営造成施設	50	35	10	5
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備以外 ※ [] はH23新規地区以降適用	55	32.5 [30]	12.5 [15]	
生産基盤整備 ※ [] はH23新規地区以降適用		55	32.5 [30]	12.5 [15]		
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策 () は離島	50 (55)	50 (45)		
		局部改良	1/3	2/3		
		海岸耐震対策緊急事業	50	50		
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50		
		海岸環境整備	1/3	2/3		
障害防止対策事業		100~66.7	0~16.7	0~16.6		

● 団体営事業

区分	事業名		負担率			
			国	県	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	(対策工事)	50	15	35	
	水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型	(対策工事) ()は4法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)	
	水利施設整備事業 地域用水機能増進型	ソフト事業	50	25	25	
	ため池等整備事業	市町村営	50	15 [1]	35 [49]	
	※ [] はH19新規地区以降適用	その他営	50	15 [1]	35 [49]	
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型		60	1	39
		管理体制整備型(推進・支援事業) ※ [] はH19新規地区以降適用		50	25 [1]	25 [49]
		管理体制整備型(計画策定事業)		50	50	—
	農村整備事業	集落基盤整備事業	農業生産基盤整備 及び集落基盤整備	50	1	49
実施設計の策定			50	1	49	
農業集落排水事業		施設等の整備又は改築 ※県の嵩上げは農業集落排水整備推進 交付金で交付	50	—	50	
		施設等の調査及び計画の策定	50	1	49	
		最適整備構想の策定	100 (定額)	—	—	
農村環境計画策定事業		農村環境現況調査	50	—	50	
		農村環境計画の策定	50	—	50	

● 非公共事業

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備)	一般地域	基盤整備 ※ [] はH22新規地区以降適用	50	15 [0]	35 [50]
		農用地等集団化事業の内換地等調整 と交換分合	50	0	50
		地形図作成業務	50	0	50
	中山間地域	基盤整備 ※ [] はH22新規地区以降適用	55	15 [0]	30 [45]
		農用地等集団化事業の内換地等調整 と交換分合	55	0	45
		地形図作成業務	55	0	45
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4	1/4	
	知事特認地域	1/3	1/3	1/3	
農地・水・環境保全管理支払交付金事業	共同活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	
	向上活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	
	復旧活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	